

土佐清水市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成27年3月

土佐清水市通学路安全対策連絡協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「土佐清水市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。

本プログラムは事務局で素案を作成し、協議会において承認を受け決定しました。

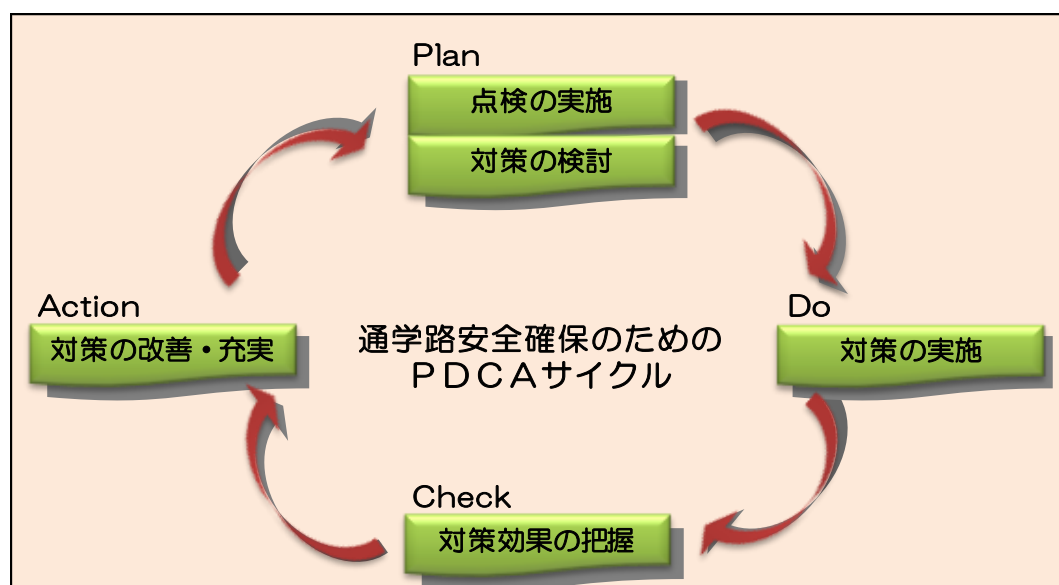
- ① 土佐清水市教育委員会（学校教育課）
- ② 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所
- ③ 高知県警中村警察署（清水警察庁舎）
- ④ 土佐清水市（まちづくり対策課）
- ⑤ 土佐清水市校長会

3 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検 (*Plan*)

① 通学路の点検及び報告

年度当初に各小学校はPTA等の協力を得て通学路の点検を実施し、協議会事務局へ報告します。

② 報告結果に基づく対策の検討

事務局は、各小学校よりの報告を一覧表に取りまとめ、協議会において合同点検を実施し、その結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに検討（事業主体、対策案、優先順位等）します。

(3) 対策の実施 (*Do*)

対策については事業主体が実施するが、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (*Check*)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(5) 対策の改善・充実 (*Action*)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、HP等で公表します。